

議案第52号

守谷市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市公営企業の設置等に関する条例（平成16年守谷市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「68, 240人」を「70, 140人」に改め、同項第3号中「24, 200立方メートル」を「21, 440立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年 6 月 5 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
52号	1

提案理由（議案第52号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、水需要予測の見直しに伴う水道事業計画の変更に合わせて、条例に定める水道事業の給水人口及び給水量を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
52号	2

守谷市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 水道事業の給水区域等については、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 給水人口 <u>70,140人</u> (3) 1日最大給水量 <u>21,440立方メートル</u></p>	<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 水道事業の給水区域等については、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 給水人口 <u>68,240人</u> (3) 1日最大給水量 <u>24,200立方メートル</u></p>

議案	3
52号	頁数